

【一般受給者用】

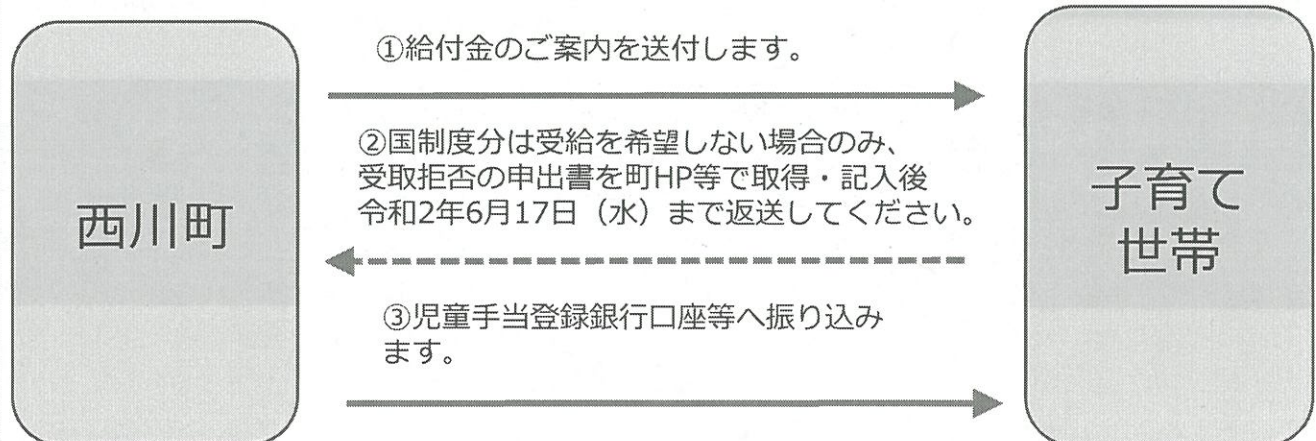
## 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金等のご案内

西川町では、国の①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金制度のほか、町独自の対象者を拡大した②西川町子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。対象についてはそれぞれの条件を確認してください。

	①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（国制度）	②西川町子育て世帯への臨時特別給付金（町独自制度）
(1) 支給対象者	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方（特例給付者を含まない）	令和2年6月1日時点で下記の対象児童を養育する町内在住の保護者（特例給付者を含む）
(2) 支給対象児童	平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた児童	平成14年4月2日～令和2年6月1日生まれの西川町に住民登録のある子（町外への高校進学による転出者も含み、生徒手帳等の写しの提出が必要）
(3) 給付額	対象児童1人につき1万円	対象児童1人につき1万円
(4) 支給時期	令和2年6月22日（月）	令和2年6月22日（月）国制度に上乗せして支給を行います。
(5) 支給方法	現在児童手当を受給している口座に振り込みます。	現在もしくは過去に児童手当を受給していた口座に振り込みます。

**それぞれの給付金の申請は不要です。**

**西川町では、6月22日（月）に支給する見込みです。**





## 【ご注意ください】

- ※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、令和2年6月15日（月）まで児童手当の振込指定口座の変更手続きのため下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。
- ※当該口座の変更等に支障がある場合にはお問い合わせください。

## こんなときはどうなるの？

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（国制度）」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

「西川町子育て世帯への臨時特別給付金（町制度）」は、基準日（令和2年6月17日）時点で保護者の住民登録がない場合、支給対象外となります。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、西川町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

### Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」については児童養護施設等に支給することになります。

## お問い合わせは



西川町役場 町民税務課 町民生活係

電話：0237（74）4118

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに西川町役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに西川町役場の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。